

長野県警察における公文書の管理に関する訓令（令和 4 年長野県警察本部訓令第 7 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(用語の意義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 秘密文書 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下この号、第27条及び別表において同じ。）及び重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第27号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下この号、第27条及び別表において同じ。）以外の公表しないこととされている情報が記録された公文書のうち秘密保全を要する公文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報である情報を記録する公文書を除く。）をいう。 (特定秘密である情報又は重要経済安保情報である情報を記録する公文書の管理) 第27条 特定秘密である情報を記録する公文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び長野県警察における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年長野県警察本部訓令第15号）に基づき管理するものとする。 <u>2 重要経済安保情報である情報を記録する公文書については、この訓令に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第26号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定）及び長野県警察における重要経済安保情報の保護に関する訓令（令和 7 年長野県警察本部訓令第10号）に基づき管理するものとする。</u> (別表)（第11条、第19条関係） 1 (略)	(用語の意義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 秘密文書 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下この号、第27条及び別表において同じ。）以外の公表しないこととされている情報が記録された公文書のうち秘密保全を要する公文書（特定秘密である情報を記録する公文書を除く。）をいう。 (特定秘密である情報を記録する公文書の管理) 第27条 特定秘密である情報を記録する公文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び長野県警察における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年長野県警察本部訓令第15号）に基づき管理するものとする。 (加える) (別表)（第11条、第19条関係） 1 (略)

2 具体的な移管又は廃棄の判断基準

個別の公文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）の判断については、(1)から(6)までに沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には、移管するものとする。

(1) （略）

(2) 政策単位での保存期間が満了したときの措置

県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い歴史的に重要な政策事項で、社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなものとして、総括文書管理者が長野県公文書審議会の意見を聴取して指定するものの保存期間が満了したときの措置については、(1)の規定にかかわらず、移管とするものとする。

(3) 特定秘密である情報を記録する公文書については、(1)に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行うものとする。

(4) 重要経済安保情報である情報を記録する公文書

重要経済安保情報である情報を記録する公文書については、(1)に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)までに記載のない公文書

(1)から(4)までに記載のないものに関しては、1の基本的な考え方に照らして、各所属において個別に判断するものとする。

(6) （略）

2 具体的な移管又は廃棄の判断基準

個別の公文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）の判断については、(1)から(5)までに沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には、移管するものとする。

(1) （略）

(2) 政策単位での保存期間が満了したときの措置

県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い歴史的に重要な政策事項で、社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなものとして、総括公文書管理者が長野県公文書審議会の意見を聴取して指定するものの保存期間が満了したときの措置については、(1)の規定にかかわらず、移管とするものとする。

(3) 特定秘密である情報を記録する公文書については、(1)に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行うものとする。

(加える)

(4) (1)から(3)までに記載のない公文書

(1)から(3)までに記載のないものに関しては、1の基本的な考え方に照らして、各所属において個別に判断するものとする。

(5) （略）